

2 審議事項（1）特定個人情報保護評価書の第三者点検について

発言者	発言要旨
会 長	今回の議題である審議事項の1つ目「特定個人情報保護評価書の第三者点検について」事務局に説明を求める。
事 務 局	<p>本日の審議は、特定個人情報保護評価（全項目評価書）の実施についてである。業務の名称は、「予防接種に関する事務」であり、当該事務について実施機関が行った「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の評価の適合性・妥当性を審議いただくものである。</p> <p>まずは制度の概要について担当課よりご説明させていただく。</p>
情報政策課 事 務 局	<p>・「特定個人情報保護評価の実施について」の概要を説明。</p> <p>続いて、審議方法のご説明をさせていただく。</p> <p>資料4「特定個人情報保護評価における第三者点検チェック表」には、適合性と妥当性の観点から12項目の点検項目があり、この後、担当課からの説明も踏まえてご審議いただき、問題等が認められない場合は、表の右のチェック欄に、チェックをお願いする。</p> <p>それでは1項目ごとに、担当課よりご説明させていただく。</p>
情報政策課	<p>最初に適合性の1点目「しきい値判断に誤りはないか」については、事務の対象人数が30万人を超えた場合は、全項目評価を作成することになっている。</p> <p>まず、「予防接種に関する事務」については、令和4年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人数で、5歳以上の市内在住者が対象となり、その人数は、583,331人であることから、全項目評価の対象となる。したがって、しきい値判断の結果に変更はなく、全項目評価が求められる。</p>
会 長 委 員	<p>1点目について何か質問はあるか。</p> <p>(なし)</p>
情報政策課	<p>2点目「適切な実施主体が実施しているか」については、地方公共団体の長である川口市長が実施している。</p>
会 長 委 員	<p>2点目について何か質問はあるか。</p> <p>(なし)</p>
情報政策課	<p>3点目「公表しない部分は適切な範囲か」については、今回の評価書に非公開部分はない。</p>
会 長 委 員	<p>3点目について何か質問はあるか。</p> <p>(なし)</p>

情報政策課	<p>4点目「適切な時期に実施しているか」については、実施時期がワクチン接種記録システムに、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付機能追加（新型コロナワクチン接種証明書アプリの公開、令和3年12月20日開始）、コンビニ交付の実施（令和4年7月26日開始）、及びシステムによる他市町村への接種記録照会（令和3年12月14日開始）の運用の変更後の実施となっている。</p>
	<p>この運用変更について、本来、「重要な変更」に該当するものであり、取り扱い前に実施することが義務付けられているが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定、緊急時の事後評価の適用対象となり得ることが、デジタル庁からの事務連絡によって示されており、今回は運用後の実施としている。</p>
会 長 委 員	<p>4点目について何か質問はあるか。 (なし)</p>
情報政策課	<p>5点目「適切な方法で広く住民等の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか」については、パブリックコメントを本年9月1日から9月30日までの30日間実施しており、意見等の提出はなかった。</p>
会 長 委 員	<p>5点目について何か質問はあるか。 (なし)</p>
情報政策課	<p>6点目「特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか」については、事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載している。</p>
会 長 委 員	<p>6点目について何か質問はあるか。 (なし)</p>
情報政策課	<p>次からは妥当性についてとなるが、7点目の「記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか」については、予防接種法に基づく予防接種に関する事務の所管は、保健部地域保健センター、所属長は地域保健センター長、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の所管は、保健部新型コロナウイルスワクチン接種推進室、所属長は新型コロナウイルスワクチン接種推進室長である。各事務においてリスクを軽減させ</p>

<p>会 長 委 員</p>	<p>るための措置の実施に責任を負うことができる者となっている。</p>
<p>情報政策課</p>	<p>7点目について何か質問はあるか。</p>
<p>地域保健センター ワクチン接種推進室</p>	<p>(なし)</p>
<p>会 長 委 員</p>	<p>8点目「特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。また、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか」については、評価書Ⅰ基本情報の別添1事務の内容の図（10・11ページ）において、事務における特定個人情報の流れと対象となる事務の内容を具体的に記載している。また、図においては別途カラー資料（資料3-1）を用意している。</p> <p>詳細については各担当課より説明させていただく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種に関する事務について、事務の内容と特定個人情報の流れを説明。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について、事務の内容と特定個人情報の流れを説明。
<p>情報政策課</p>	<p>8点目について何か質問はあるか。</p>
<p>会 長 委 員</p>	<p>(なし)</p>
<p>情報政策課</p>	<p>9点目「特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか」については、資料3の評価書19ページから32ページのとおり、事務の実態に基づきリスクの特定を行っている。</p> <p>Ⅲのリスク対策の中で、目的外の入手が行われるリスクや不適切な方法で入手が行われるリスクとして、今回追記となった予防接種証明書電子交付機能では、電子交付アプリとワクチン接種記録システム（VRS）との通信は暗号化を行うことにより通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>また、予防接種証明書コンビニ交付では、キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信について専用回線、証明書交付センターシステムとワクチン接種記録システム（VRS）間の通信については LGWAN 回線を使用する等し、情報漏えいを防止する、また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する等、入手方法別にリスクの特定を行っている。</p>
<p>会 長 委 員</p>	<p>9点目について何か質問はあるか。</p>
<p>情報政策課</p>	<p>(なし)</p>
<p>情報政策課</p>	<p>10点目「特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載</p>

<p>会 長 委 員 情報政策課</p>	<p>は具体的か」については、資料3の評価書19ページにⅢ-2-リスク1、住民からの目的外の入手が行われるリスクへの措置として、予防接種証明書電子交付機能・コンビニ交付の交付申請において、「個人番号カードのICチップ読み取りと暗証番号入力による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する」など、具体的な記載をしている。</p>
<p>10点目について何か質問はあるか。 (なし)</p>	<p>11点目「記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」については、国の第三者機関である個人情報保護委員会より公表されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン行政機関等・地方公共団体等編」に則した対応を記載している。</p>
<p>会 長 委 員 情報政策課</p>	<p>11点目について何か質問はあるか。 (なし)</p> <p>12点目「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」については公表済みの内容に変更はなく、それぞれの評価書表紙のとおり、住民の信頼確保のため、特定個人情報の漏えい等のリスクを軽減するため適切な措置を講じていることを宣言している。</p>
<p>会 長 委 員 会 長 委 員</p>	<p>何か質問はあるか。 (なし)</p> <p>全体を通して何かあるか。 マイナンバーと暗証番号を入力することはセキュリティ上、必要なことだと思うが、人によっては困難だと感じる人もいるのではないか。そのような人達へサポート等はあるか。</p>
<p>ワクチン接種推進室</p>	<p>オンラインのみに限定している訳ではなく、ワクチンパスポートについては紙での請求も可能である。</p>
<p>委 員 ワクチン接種推進室</p>	<p>ワクチン接種時に受け取る控えとは違うものか。 旅行時等に使える公的な証明である。</p>
<p>委 員 ワクチン接種推進室</p>	<p>入力する暗証番号はマイナンバーカードを取得する際に設定するものと同じか。 そのとおりである。</p>

委員	市民への告知はしているのか。
情報政策課	市ホームページ等で告知している。
委員	評価の時期について適切か。
情報政策課	今回はデジタル庁からの通知に基づき事後評価としており、適切な時期に実施している。
会長	他に何か質問はあるか。
委員	(なし)
会長	他に意見がなければ審議事項についての可否を取る。諮問事項については承認することでよいか。
委員	(異議なし)
会長	当審議会としては、諮問された「特定個人情報保護評価書の第三者点検について」として予防接種に関する事務における実施機関が評価をおこなった「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の評価における適合性・妥当性を第三者の立場で点検した結果、評価は適正であると認める。 また、この諮問に対する答申については、審議・検討すべきことは終了し、答申の作成のためだけに次回の審議会を開く必要性が低いことから、この場で答申についても審議したいと考えるがいかがか。
委員	(異議なし)
会長	では、事務局で答申に関する資料の準備はあるか。
事務局	たたき台として資料を用意したので配布させていただき説明させていただく。 (答申に関する資料を配付し、資料に基づき答申案について説明する)
会長	何か意見はあるか。
委員	(なし)
会長	無ければこの答申案について可否を取る。「予防接種に関する事務」における「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の評価の適合性・妥当性について、ただいまの答申案をもって市長に答申を行うことでよいか。
委員	(異議なし)
会長	それでは、そのように決定させていただく。